

長岡市厚生会館地区
整備設計コンペティション

実施要領

－改訂－



平成19年9月27日

長岡市

はじめに

「21世紀の市民協働型シティホール」－皆さんは何を思い浮かべますか。

「21世紀の市民協働型シティホール」は、多目的ホールである「公会堂」、全国初となる「まちなか型市役所」、そして「屋根付き広場」が融合した“市民との協働の場”であります。

「行政と市民との垣根をなくし、市民と協働する時代」にあっては、市役所は人が大勢集まるところに立地することが最も望まれると考えております。まちなかにあれば市民の目にも留まり、「行政は市民を、市民は行政を」といったようにお互いの姿が見える市役所になります。そして屋根付き広場や公会堂では、各種表彰式・激励会などの「ハレの行事」はもちろんのこと、市内各地域のお祭りや特産品展、さらには大規模なスポーツ大会など様々なイベントを開催することにより、新市の一体感をより醸成することができます。市民が集まるところに市長や議員がいて日常的にまちづくりの議論が交わされる、これこそが「21世紀の市民協働型シティホール」であると考えております。

歴史をひも解くと、長岡藩の時代から町民と武士の垣根が低く、お祭りでは、各町内の山車がお城の三の丸まで入っていたとのこと。また、小林虎三郎の「米百俵」の精神は、武士も町民も意欲があれば学校に入れるというもので、このような藩は、全国でも非常に稀だと聞いております。すべての市民が同じ目線で一緒に物事を考えるというのは長岡の伝統文化であり、この真髄を「まちなか型市役所」、そして「21世紀の市民協働型シティホール」で実現したいと考えております。

この度、本市が進める「21世紀の市民協働型シティホール」に込めた思いは、「第2回まち交大賞」受賞に結びつきました。

いよいよ計画から実践です。中心市街地活性化の起爆剤として、シティホールから長岡発のまちづくりが全国に発信できるよう、多くの皆さんの斬新なアイデアを期待しております。

長岡市長

Handwritten signature of Takashi Mori in black ink, consisting of three characters: 森 (Mori), 氏 (Title), and 夫 (Name).

目次

I. 趣旨	1
1. 目的	
2. 設計予定者の選定のねらい	
II. 概要	2
1. 名称	
2. 対象地区	
3. 主催者	
4. 事務局	
5. 審査体制	
6. 日程	
III. 応募方法	4
1. 資格要件	
2. 参加申込書の提出	
3. 応募番号の通知	
4. その他	
IV. 質疑応答	6
V. 提出物の作成	7
1. 提出物	
2. 追加分提出物（二次審査用）	
VI. 審査・選定方法	10
1. 一次審査	
2. 二次審査	
3. 審査結果の公表	
4. 報酬	
VII. 提案課題	11
VIII. 設計業務委託	12
1. 契約の締結交渉	
2. 業務委託契約について	
3. 提出後の設計変更について	
IX. 失格事項	13
X. 事業費	13
XI. その他	13

I. 趣 旨

1. 目 的

- 「公会堂」、「市役所」、「広場（一部、屋根付き）」という異なる施設を、機能的な連携を図りながら一体として整備することで、市民、行政やまちづくり関係者などが垣根を越えて日常的に交流し、情報交換しながら協力関係をつくっていく、市民と行政の協働の時代における『21世紀の市民協働型シティホール』を建設する。
- 上記の目的で、長岡市の新たなシンボルとなる施設を建設するため、長岡市厚生会館地区整備設計コンペティション（以下、「コンペ」という。）を実施することとした。
- 本実施要領は、本コンペを実施するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計予定者の選定のねらい

- 本コンペは、「長岡市厚生会館地区整備 計画方針」（以下、「計画方針」という。）に基づき、
 - ① コンセプトを十分に理解し、その実現に資する能力を有する設計者【人】
 - ② 本地区に求められる課題を建築的に解決する創造的な発想【その人のアイディア】を求めるものである。
- 本コンペにおいて選定された設計予定者は、最終的な設計条件に基づき、建築設計業務にあたるものとする。

II. 概 要

1. 名 称 長岡市厚生会館地区整備設計コンペティション
2. 対象地区 厚生会館地区
(計画方針を参照すること。)
3. 主催者 長岡市 (以下、「市」という。)
4. 事務局 長岡市都市整備部まちなか整備課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6
TEL : 0258-39-2299
FAX : 0258-39-2827
電子メール: matinaka@city.nagaoka.lg.jp

5. 審査体制

- 設計予定者の選定にあたっては、学識経験者等で構成する『長岡市厚生会館地区整備設計コンペティション審査委員会 (以下「審査委員会」という。)]において審査を行い、当該審査結果をもとに、市が設計予定者を選定する。
- 審査委員会は、次に掲げる7名で構成される。

委員長	榎 文彦	(株) 榎総合計画事務所代表取締役
副委員長	大野 秀敏	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	新谷 真人	早稲田大学理工学術院特任教授
委員	鎌田 豊成	長岡造形大学学長
委員	中出 文平	長岡技術科学大学環境・建設系教授
委員	古谷 誠章	早稲田大学理工学部教授
委員	小野塚 進	長岡市副市長

(順不同、敬称略)

6. 日 程

平成19年	6月 27日 (水)	実施要領、計画方針の公表
平成19年	7月 17日 (火)	質疑開始
平成19年	7月 24日 (火)	参加申込締切
平成19年	8月 6日 (月)	質疑締切
平成19年	8月 23日 (木)	質疑への応答 (市ホームページで公開)
平成19年	9月 14日 (金)	提出物締切
平成19年	9月 25日 (火)	一次審査
平成19年	9月 27日 (木)	ヒアリング通知の発送
平成19年	10月 12日 (金)	追加分提出物 (二次審査用) 締切 ※ヒアリング通知を受けた者のみ
平成19年	11月 29日 (木)	二次審査 (ヒアリングの実施)
平成19年	11月 30日 (金)	審査結果の通知

Ⅲ. 応募方法

1. 資格要件

(1) 応募資格

- 本コンペに応募できる者は、参加申込日において、次の各号のすべてに該当する者とする。
 - ① 300 席以上のホール又は 2,000㎡以上の体育館の設計実績を有する者
 - ② 500㎡以上のオフィスの設計実績を有する者
 - ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を受けている者
 - ④ 長岡市入札参加有資格業者の指名停止措置を受けていない者
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当し
ない者
- なお、ここでいう設計実績とは、基本設計または実施設計において意匠を統括した
実績をいう。
- ホールとは、固定席を有する講堂・劇場・会館・コンサートホール等をいう。
- 体育館とは、室内総合運動施設をいう。ただし、プールは除く。
- オフィスについては、いわゆる執務空間が 500㎡以上の事務所ビルとする。

(2) 協力体制について

- 応募者は、意匠、構造、設備、造園、その他の専門家と協力体制を組むことができる。
- 意匠分野の協力者と組む場合、(1) 応募資格のうち、①、②の設計実績は、応募者
と協力者の設計実績を持ち寄って満たしていれば可とし、③、④、⑤は応募者と協
力者の各々が満たすこと。
- 意匠以外の分野での協力者は、(1) 応募資格のうち、④、⑤を満たすこと。
- 協力者の重複参加は、認めない。

(3) 応募に対する制限

- 応募1者につき、応募番号及び提案は1つとし、応募者が所属する企業からの重複参加は認めない。
- 次の各号に掲げる者は、有資格者であっても、本コンペに応募又は協力者になることはできない。また、応募者は、次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできない。
 - ① 審査委員会委員及びその家族
 - ② 審査委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
 - ③ 審査委員会委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者
 - ④ 市の組織に所属する者
 - ⑤ 市が本コンペに関するアドバイザー業務を委託する企業若しくはその協力会社である者

2. 参加申込書の提出

(1) 提出物

- 上記の条件を満たし、本コンペに参加しようとする者は、以下に示す書類を提出すること。
 - ① 参加申込書 …………… 様式1
 - ② 資格要件を満たす設計実績①及び② …………… 様式1別紙
 - ③ 協力者通知書 …………… 様式2

(2) 提出方法等

- 提出物は、左上1カ所をホチキス止めとする。
- 提出方法は郵送または持ち込みとし、提出期限は、平成19年7月24日（火）午後5時までとする。
- 提出先は、以下とする。

長岡市都市整備部まちなか整備課
〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

3. 応募番号の通知

- 参加申込書により応募資格を満たしていることを認めた者には、随時、郵送にて「応募番号」を通知する。

4. その他

- 参加申込書の作成に要した費用、旅費、その他この提案の参加に要した経費は、参加者の負担とする。

IV. 質疑応答

- 質疑を行える者は、市から応募番号を通知された者のみとする。
- 質疑の開始は、平成19年7月17日（火）とする。
- 質疑のある者は所定の書類（様式3）に記入し、平成19年8月6日（月）午後5時までに、以下のメールアドレスあてに“添付ファイル”として送付すること。

メールアドレス：matinaka@city.nagaoka.lg.jp

- 質疑への回答は、平成19年8月23日（木）に市のホームページで公開する。

V. 提出物の作成

提出物の作成にあたっては、計画方針を熟読し、その趣旨を十分に理解すること。

1. 提出物

(1) 構想提案パネル

- 構想提案パネルは、A 1 版縦使い 2 枚に、下記の内容を記述したものとする。
 - ① 配置図（縮尺 1：500）
 - ② 主要な外観及び内観の透視図
 - ③ 計画のコンセプト
 - ④ 提案課題への回答
 - ⑤ 動線計画、構造計画、設備計画
 - ※ ③～⑤の表現方法については、提案者の裁量に委ねる。
 - ※ 提案課題については、11 ページ「VII. 提案課題」を参照すること。
- 構想提案パネルは、厚さ 7 mm のスチレンボード（フレームはつけないこと）に貼付する。
- 5cm × 10cm 程度の紙に応募番号を記入し、パネルの裏面右下へ貼付すること。

(2) 構想提案書

- 構想提案書は、構想提案パネルを A 3 版に縮小したものとする。
- 構想提案書の提出にあたっては、全体を左綴じ（2 カ所ホチキス止め）とすること。

(3) 提出方法等

1) 提出方法

- 郵送または持ち込みとする。
- 事務局は郵送途中による破損、汚損等に対して一切責任を負わない。
- 上記の提出物以外は、一切受理しない。

2) 提出期日

- 平成 19 年 9 月 14 日（金）午後 5 時まで

3) 提出先

長岡市都市整備部まちなか整備課

〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

4) 提出部数

- 構想提案パネルは1部とする。
- 構想提案書は20部とする。

2. 追加分提出物（二次審査用）

追加分提出物は、市からヒアリング通知を受けた者のみに提出を求める。

(1) 取組体制書

- 取組体制書は、以下の様式4～様式7に基づき、表紙を含めて5枚とする。
 - ① 設計事務所の概況及び取組体制 …………… 様式4
 - ② 意匠設計担当予定者の経歴 …………… 様式5
 - ③ 主なホール又は体育館の設計実績 …………… 様式6
 - ④ 主なオフィスの設計実績 …………… 様式7
- 取組体制書の提出にあたっては、全体を左綴じ（2カ所ホチキス止め）とすること。

(2) 資格要件を満たす設計実績を証明する書類

- 参加申込時に記入した設計実績について、その内容を証明する書類は、以下に示す各号のいずれかとする。
 - ① 契約書の写し
 - ② 建築士法第24条の2に基づく帳簿の写し
 - ③ 確認申請書の写し

(3) CD-R

- 構想提案パネルのビットマップデータ（150dpi以上の解像度）
- 主要な外観及び内観の透視図のビットマップデータ（画像サイズをA4ヨコ（210×297）とした場合に300dpi以上の解像度）
※ ビットマップデータは画質が劣化しない形式とすること。
- なお、このデータは、市のホームページや市政だより、新聞などにおいて、本コンペの審査結果を公表する際に用いる。

(4) 提出方法等

1) 提出方法

- 郵送または持ち込みとする。
- 事務局は郵送途中による破損、汚損等に対して一切責任を負わない。
- 上記の提出物以外は、一切受理しない。

2) 提出期日

- 平成19年10月12日（金）午後5時まで

3) 提出先

長岡市都市整備部まちなか整備課
〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

4) 提出部数

- 取組体制書は20部とする。
- 資格要件を満たす設計実績を証明する書類、CD-Rは各1部とする。

VI. 審査・選定方法

1. 一次審査

(1) 審査の方法

- 応募番号が通知され、提出物を所定の期日までに提出した者を対象に、審査委員会において、構想提案パネル及び構想提案書を審査委員の投票及び意見交換により審査し、5者程度を選出する。
- 市は、審査委員会で選出された5者程度にヒアリング通知を送付する。
- 審査は非公開とする。

(2) 審査の内容

- 提案内容について、「計画方針」の創造的理解度と展開の可能性、提案の的確性及び実現性を総合的に評価する。

2. 二次審査

(1) 審査の方法

- ヒアリング通知を受けた者を対象に、審査委員会においてヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選出する。
- ヒアリングには1者あたり3人を限度として参加できることとし、説明には、構想提案パネル、構想提案書、取組体制書のみを用いることとする。
- ヒアリング時間は、1者あたり25分（説明15分、質疑10分）以内とし、プレゼンテーションは意匠設計担当予定者が行うものとする。
- 構想提案書等とヒアリングを参考に、審査委員会で意見交換を行い、必要な場合は投票により、最優秀者及び次点者を選出する。
- 市は、審査委員会の推薦を受け、最優秀者及び次点者を選定する。
- ヒアリングは公開し、審査は非公開とする。

(2) 審査の内容

- 提案内容の的確性、実現性及び創造性、並びに取組体制を総合的に評価する。

3. 審査結果の公表

- 本コンペの審査結果は、選定された設計予定者名を公表するとともに、本コンペの全体講評のほか、意匠設計担当予定者に対する個別講評を作成し、構想提案書とともに事務局において公表する。

4. 報酬

- 報酬は支払わない。
- ヒアリング通知を受けた者で、かつ、ヒアリングに参加した者には、当日の交通費として、長岡市職員等の旅費に関する条例及び規則を準用し、実費を支払うものとする。

VII. 提案課題

提案課題は、以下の5つとする。

【課題 1】

公会堂、市役所、広場が複合する利点や課題が何かを認識し、市民にとって有益となる施設間の連携・一体化のあり方を提案すること。

【課題 2】

屋根付き広場について、1年を通して、市民が快適に、かつ、安心して利用できるよう、創意工夫した提案を行うこと。

【課題 3】

中心市街地活性化の観点から、固有の敷地形状を背景に、周辺との相互関係や波及性を意識したにぎわい環境を提案すること。

【課題 4】

イニシャルコスト及びランニングコストの軽減策を提案すること。

【課題 5】

雪国であることを十分に踏まえ、地区全体の施設計画において、適切な対応策を提案すること。

VIII. 設計業務委託

1. 契約の締結交渉

- 本コンペで選定した設計予定者（最優秀者）に対し、第1位契約交渉権が与えられ、市は基本設計業務委託の契約交渉を行うものとする。
- 設計業務の受託者並びに当該受託者と資本及び人事面において関連があると認められる者は、本施設にかかるすべての工事の入札に参加する資格を失うものとする。
- 設計予定者と市が設計契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは設計予定者に選定された者が、本コンペ終了後に、別に定める失格事項に該当すると認められた場合は、その者との契約を結ばず、もしくは破棄して、本コンペの次点者と契約交渉を行うものとする。

2. 業務委託契約について

- 基本設計について、市は、長岡市財務規則第129条第3項に基づく随意契約の手続きを経て、設計予定者との間に業務委託契約を締結するものとする。
- 意匠設計担当者は、取組体制書に記載のある者とし、原則として変更を認めない。
- 設計に関する報酬は、昭和54年7月10日付け建設省告示第1206号（平成9年4月1日改正）の基準等を参考にして、別途協議のうえ決定するものとする。
- 基本設計完了後、当該業務に直接関連する実施設計委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定がある。

3. 提出後の設計変更について

- 本コンペにおいて提案された計画は、今後の市内部での検討及び現在検討中の開発の進捗状況、設計予定者の作品を公表することに伴う市民意見等により、基本設計の段階で変更される場合もあり得るものとするが、これについても、あらかじめ基本設計業務委託の範囲に含むものとする。

IX. 失格事項

- 次の各号のいずれかに該当するものは失格とする。
 - ① 提出図書に虚偽の記載があるもの
 - ② 応募資格がなく提出図書を提出したもの
 - ③ 提出図書の作成方法及び提出方法等を守らないもの
 - ④ 審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触をもとめたもの
 - ⑤ 他者の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合
 - ⑥ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

X. 事業費

- 想定事業費は、約100億円（建築、設備、舞台設備、外構工事（敷地内）、消費税等含む。ただし備品は別途とする。）を上限とする。
- なお、この想定事業費は、本コンペのための条件枠を設定するものであり、基本設計、実施設計の段階で概算事業費を確定する。

XI. その他

- 応募作品は未発表作品に限るものとする。
- 応募作品は返却しないものとする。
- 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することができる。
- 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- なお、市は、本コンペに関する公表、展示及びその他市が必要と認める際に、提案物を無償で使用することができるものとする。
- 審査結果についての異議申立ては認めないものとする。
- 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 施設の管理運営の方針や組織体制については、基本設計とあわせて検討していく予定とする。